

# 令和6年度がん検診普及啓発推進事業業務委託に係る提案競技実施要領

## 1 事業名称

がん検診普及啓発推進事業業務委託

## 2 事業内容

福岡市が実施しているがん検診を市民へ情報発信し、がん検診についての理解促進及びがん検診の受診率の向上に向けた、広報啓発、がん検診普及啓発イベントの企画・運営業務を委託します。

## 3 事業実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 総事業費

8,900千円（上限額、消費税及び地方消費税額を含みます。）

## 5 委託業務内容

がん検診普及啓発推進事業業務委託仕様書（別紙1）参照

## 6 スケジュール

(1) 募集開始	4月23日（火）
(2) 質問締切	5月1日（水）17時まで
(3) 参加申込締切	5月13日（月）17時まで
(4) 提案締切	5月20日（月）17時まで
(5) 審査	5月29日（水）予定
(6) 事業者決定	5月下旬
(7) 契約締結	6月上旬

## 7 この提案協議に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

## 8 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和6年5月1日（水）17時までに「提案競技質問書（様式1）」に記載の上、本実施要領「18 問い合わせ先・書類提出先」宛にEメールで送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、令和6年5月9日（木）17時までに市ホームページに掲載します。

## 9 参加申込

参加を希望する場合は、参加資格を確認し、下記のとおり参加申込書を提出してください。

参加申込書が提出された順番に審査（プレゼンテーション）を実施します。

### （1）参加申込書の提出期限・提出方法

令和6年5月13日（月）17時までに、本実施要領「18 問い合わせ先・書類提出先」宛に郵送（必着）または持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

### （2）提出書類

下記①から⑨までの書類を提出してください。③から⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。なお、「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登録されている事業者は、③から⑨までの書類は提出不要です。

#### ①提案競技参加申込書（様式2）

#### ②会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

#### ③登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

#### ④市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

#### ⑤消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

#### ⑥委任状（様式3）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

#### ⑦誓約書（様式4）

注1）様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

#### ⑧役員名簿（様式5）

注1）様式5に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、漁協組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

#### ⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(3) 提出部数 各1部

## 10 提案書等

(1) 提出期限・提出方法

令和6年5月20日(月)17時までに、実施要領「18 問い合わせ先・書類提出先」宛に郵送(必着)または持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(2) 提案書等の詳細

下記①~②を一つにまとめて提出してください。事業提案書・見積書には、表紙も含め、参加者名(企業名、団体名)が分かるような記述を一切されないようお願いします。

① 事業提案書

書式は自由、A4サイズ、15ページ以内(表紙除く)

② 見積書(様式7)

仕様書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積書に含まれるものとして、具体的に記載してください。

(3) 提出部数

7部

(4) 参加辞退

参加申込後、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式6)を提出してください。

## 11 選考

(1) 書類選考

参加申込者が多数の場合は、事業提案書による書類審査(1次審査)により、5事業者程度を有参加資格者とし、これらの事業者によるプレゼンテーション及び質疑を行うこととします。

1次審査を行った場合、有参加資格者とならなかった事業者へは、令和6年5月24日(金)17時までにEメールで連絡します。

(2) 審査(プレゼンテーション)

事業者によるプレゼンテーション及び質疑を行います。

プレゼンテーションの詳細な時間、場所につきましては、後日、対象事業者に通知します。

① 日時 令和6年5月29日(水)(予定)

② 場所 福岡市役所内会議室

③ 説明 時間は20分(説明10分・質疑応答10分)を予定、出席者は1団体3名まででお願いします。

※提案説明は提出資料をもとに行ってください。(スクリーンやプロジェクターの使用は認めません)

④ 審議 福岡市が設置する選考委員会で提案内容を審議し、最優秀提案者を選考します。

(3) 選考結果通知

令和6年5月下旬(予定)に、全ての参加事業者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページで公開します。

## 12 評価方法とその後の手続き

(1) 評価方法及び契約相手方候補の決定方法

資料2「提案・評価項目表」の評価項目により提案内容がどの程度すぐれているか委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とします。

(2) 最低基準

評価点の合計が 50 点（満点の 50%）に達しない提案者については、最優秀提案者とはしません。

### 1 3 提案書類等の取扱い

- (1) 提案書類等提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。提出いただいた資料は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提案書類等は、提案審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求める場合があります。

### 1 4 失格条件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

### 1 5 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と業務委託契約手続きを行います。

### 1 6 その他留意事項

- (1) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (2) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (3) 以下の参考資料は確認すること。
  - がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（令和 6 年 2 月 14 日一部改正）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001210356.pdf>
  - 福岡市保健福祉総合計画  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/hokenfukusisougoukeikakuR3-R8sakutei.html>
  - 国立がん研究センター（がん情報サービス、予防・検診）  
[https://ganjoho.jp/public/pre\\_scr/index.html](https://ganjoho.jp/public/pre_scr/index.html)

### 1 7 添付書類

- (1) がん検診普及啓発推進事業業務委託仕様書（別紙 1）
- (2) 提案・評価項目表（別紙 2）
- (3) 補足資料（別紙 3）
- (4) 提出書類様式
  - ①提案競技質問書（様式 1）
  - ②提案競技参加申込書（様式 2）
  - ③委任状（様式 3）
  - ④誓約書（様式 4）
  - ⑤役員名簿（様式 5）
  - ⑥参加辞退届（様式 6）
  - ⑦見積書（様式 7）

### 1 8 問い合わせ先・書類提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 1 2 階  
福岡市保健医療局健康医療部地域保健課 担当：田中、萩尾  
電話：092-711-4374 FAX：092-733-5535  
Eメール：chiikikenko.PHB@city.fukuoka.lg.jp